

笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（案）の避難行動支援に関する概要

I 手順

1 全体計画の策定（位置づけ本文P.1）

地域福祉推進の重要な役割を担う「共助」と行政が主体として行う「公助」の役割を明確にし、笠間市地域防災計画の「災害時要援護者支援計画」及び笠間市第2次地域福祉計画の「災害時要援護者への支援」を具体化するものとして作成

2 避難行動要支援者の把握（本文P.4）

- ①住民基本台帳，高齢者台帳，要介護認定台帳，身体障害者厚生指導台帳，精神手帳・精神医療管理台帳，母子手帳交付台帳
- ②民生委員・児童委員による高齢社宅の訪問，居宅介護事業所，地域包括支援センター，機関相談支援センターなど

3 避難行動要支援者台帳の作成（本文P.5）

名簿作成の義務化（本人の同意，不同意にかかわらず作成）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯，要介護3以上，身体障害程度1・2級，療育手帳マルA・A，精神障害1級，難病患者，妊産婦，乳幼児，日本語の理解が十分でない外国人

4 避難行動要支援者台帳の更新と共有（本文P.5, 6）

- ①保管は福祉部局，保健衛生部局，市民生活部局，保健所
- ②更新は年1回

5 避難支援関係者等への台帳・名簿情報の提供（提供先：民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織，行政区，消防団）

- ①災害発生時（本文P.5）：災害が発生又はその恐れがある場合は，本人の同意・不同意にかかわらず「避難行動要支援者台帳」を提供
- ②平常時（本文P.10）：日頃からの見守りを希望し個別計画を策定した同意者のみ「個別計画登録者名簿」を提供

【更なる取組のための方策】

6 個別計画の策定（本文P.10）

要支援者台帳の情報に基づき，日頃からの見守りを希望する要支援者について，一人一人の個別計画（避難支援・見守り支援票）を作成する。
・登録要件，世帯構成，支援者氏名連絡先，緊急連絡先，受けたい支援，避難場所，申請者の状態など

Ⅱ 災害時等における避難行動要支援者台帳・名簿の活用

7 避難のための情報伝達（本文P.13）

防災無線や広報車、携帯メール、ラジオ・テレビ、広報誌等により要支援者、家族、支援者に広く周知するとともに、通信手段の途絶に対処できるよう多様な情報伝達の確保に努める。緊急の場合や適切な情報手段がない場合には支援者が要支援者宅を直接訪問するなど考慮する。



8 避難行動要支援者の安否確認の実施（本文P.15）

- ①災害発生時には市、支援者、支援組織は、協力して迅速かつ的確に要支援者の安否確認を行う。
- ②市は安否確認情報窓口を開設して安否情報、避難情報を集約する。



9 避難行動要支援者の避難支援（本文P.17）

- ①要支援者については個別計画に基づいて支援者や支援組織が連携して避難誘導を行う。家族が同居している場合は家族が避難させることが原則。
- ②避難経路は複数の避難経路を事前に確認し安全な経路を確保する。



10 避難場所以降の避難行動要支援者への対応（本文P.17）

- ①避難所における要支援者に対し、避難所の環境整備や健康管理に努めるとともに、要支援者のニーズの把握に努める。
- ②特別の配慮を必要とする要支援者には福祉避難所を確保する。